



婚姻届後の手続案内

大村市





■ 婚姻届に関連する市役所で必要な主な手続のご案内

必要な手続をご自身で確認してください。

※婚姻届後の戸籍・住民票の交付時期の目途は最後のページで確認ください

番号	関連	手続内容	対象	説明	期限
1	住所 戸籍	住民異動届（住所や世帯構成等 が変わった場合）	住所や世帯構成 が変わった 方	婚姻届により、住所は変更され ません。 住所や世帯構成が変わる方は 手続が必要です。	転居・転 入は14日 以内
2	住所 戸籍	マイナンバーカード（個人番号 カード）、住民基本台帳カード の氏名・住所変更（姓や住所が 変わった場合）	カード 所有者	カードの券面事項等の変更処理 を行います。 	すみやかに
3	住所 戸籍	印鑑登録の登録・廃止	印鑑登録者	氏が変わる方で旧姓の印鑑で 印鑑登録をしている方は、自 動的に登録廃止になります。 改めて印鑑登録をしてください。	
4	住所 戸籍	入籍届・養子縁組届など	子の親権者	婚姻により、親と子の在籍戸 籍が異なる場合があります。 同籍には別に手続が必要になり ますので、窓口でご相談くだ さい。	
5	住所 戸籍	旧氏記載請求など	婚姻等により 氏が変わった 方	手続をすると、住民票等・マイ ナンバーカード・印鑑証明 に必ず旧氏が記載されるの で、様々な場面で旧氏を活用 できます。	
6	住所 戸籍	旧氏での印鑑登録	旧氏記載の請 求をされた方	旧氏を住民票等に記載した方 は、旧氏の印鑑で印鑑登録が できます。	
7	保険	国民健康保険証の氏名・住所変 更（氏や住所が変わった場合） 	国民健康 保険加入者	国民健康保険証を書き換えま す。	すみやかに
8	保険	後期高齢者医療被保険者証の氏 名・住所変更（氏や住所が変 わった場合）	後期高齢者医 療保険加入者	後期高齢者医療保険被保険者 証を書き換えます。	すみやかに



確認欄	手続に必要な物	手続窓口と窓口サイン
<p>該当</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>転出証明書（転入者のみ）、届出人の身分証明書 ※代理人が手続をする場合は、委任状が必要です。</p>	<p>本庁1Fの下記の窓口</p> <p>市民課</p> <p>② 印鑑登録（実印） ③ 住所の変更（転入・転居・転出など） ④ 国保の加入・喪失</p> 
<p>該当</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>・所有するカード、本人または同一世帯員による暗証番号（数字4桁）の入力 ・マイナンバーカードに搭載された署名用電子証明書は、住所・氏名を変更すると自動的に失効します。必要な人は、本人が新規発行の手続をしてください。暗証番号（6～16桁の英数字）の入力が必要です。</p>	<p>本庁1Fの下記の窓口</p> <p>市民課</p> <p>⑦ マイナンバーカード</p> 
<p>該当</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>・登録する印鑑 ・運転免許証などの官公署が発行した顔写真付きの身分証明書</p>	<p>本庁1Fの下記の窓口</p> <p>市民課</p> <p>② 印鑑登録（実印） ③ 住所の変更（転入・転居・転出など） ④ 国保の加入・喪失</p> 
<p>該当</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>※届出の種類により、必要書類が異なりますので事前にご相談ください。</p>	<p>本庁1Fの下記の窓口</p> <p>市民課</p> <p>⑤ 戸籍届（婚姻・出生など）</p> 
<p>該当</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>・旧氏が記載された戸籍謄本等 ・届出人の本人確認書類 ・委任状（代理人申出の場合） ※詳しくは市民課へお問い合わせ下さい。</p>	<p>本庁1Fの下記の窓口</p> <p>市民課</p> <p>② 印鑑登録（実印） ③ 住所の変更（転入・転居・転出など） ④ 国保の加入・喪失</p> 
<p>該当</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>・登録する印鑑 ・運転免許証などの官公署が発行した顔写真付きの身分証明書</p>	<p>本庁1Fの下記の窓口</p> <p>市民課</p> <p>② 印鑑登録（実印） ③ 住所の変更（転入・転居・転出など） ④ 国保の加入・喪失</p> 
<p>該当</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>被保険者証</p>	<p>本庁1Fの下記の窓口</p> <p>市民課</p> <p>② 印鑑登録（実印） ③ 住所の変更（転入・転居・転出など） ④ 国保の加入・喪失</p> 
<p>該当</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>被保険者証</p>	<p>本庁1Fの下記の窓口</p> <p>国保 けんこう課</p> <p>⑩ 後期高齢者医療</p> 





■ 婚姻届に関連する市役所で必要な主な手続のご案内

必要な手続をご自身で確認してください。

※婚姻届後の戸籍・住民票の交付時期の目途は最後のページで確認ください

番号	関連	手続内容	対象	説明	期限
9	保険	介護保険被保険者証の氏名・住所変更（氏や住所が変わった場合）	介護保険被保険者	介護保険被保険者証・介護保険負担割合証等を書き換えます。	すみやかに
10	子ども	児童手当・特例給付の消滅・認定請求	受給者または児童を監護することになった保護者	婚姻することにより、お子様の児童手当について変更手続が必要な場合があります。 ※必要なものがそろっていても、早急に窓口へお越しください。	婚姻日の翌日から起算してから15日以内
11	子ども	子ども医療費受給資格変更届	受給者	婚姻することにより、お子様の子ども医療費受給者証等について、変更手続が必要な場合があります。	すみやかに
12	子ども	母子医療・父子医療の資格喪失届	受給者	婚姻することにより、受給資格の要件から外れる方は届出が必要です。	すみやかに
13	子ども	児童扶養手当の資格喪失届	受給者	婚姻することにより、受給資格の要件から外れる方は届出が必要です。	すみやかに
14	子ども	特別児童扶養手当の資格喪失届・認定請求（受給者変更）	受給者	婚姻することにより、受給資格の要件から外れる方は喪失届出が、変更が生じる方は変更手続が必要です。	（喪失届 / すみやかに） （変更手続 / 変更後 14日以内）
15	子ども	保育所入所児童の保護者変更 	保育所入所児童の保護者	婚姻することにより、お子様の保護者の変更が生じる方は手続が必要です。	すみやかに
16	福祉	障害者手帳の氏名・住所変更	手帳所持者	婚姻することにより、氏・住所が変わる方は手帳の変更手続が必要です。 ※精神手帳は障がい福祉課でのみの手続となります。	すみやかに



確認欄	手続に必要な物	手続窓口と窓口サイン
<p>該当</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>介護保険被保険者証 介護保険負担割合証等（お持ちの方のみ）</p>	<p>福祉総務課</p> <p> に関する手続 福祉簡易窓口 障がい福祉課 長寿介護課（一部受付）</p> <p>または</p> <p>長寿介護課 ⇒ 出先機関（最終頁に地図掲載）</p>
<p>該当</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>こどもセンターへお尋ねください。</p>	<p>福祉総務課</p> <p> に関する手続 福祉簡易窓口 障がい福祉課 長寿介護課（一部受付）</p> <p>または</p> <p>こどもセンター ⇒ 出先機関（最終頁に地図掲載）</p>
<p>該当</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>福祉総務課へお尋ねください。</p>	<p>福祉総務課</p> <p> 福祉医療 </p> <p>または</p> <p>こどもセンター ⇒ 出先機関（最終頁に地図掲載）</p>
<p>該当</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>受給資格者証 ※子ども医療受給資格に該当するお子さまがいらっしゃる場合は切り替えが必要ですので、お子様の保険証、通帳またはキャッシュカードをご持参ください。</p>	<p>福祉総務課</p> <p> 福祉医療 </p> <p>または</p> <p>こどもセンター ⇒ 出先機関（最終頁に地図掲載）</p>
<p>該当</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>こどもセンターへお尋ねください。</p>	<p>福祉総務課</p> <p> に関する手続 福祉簡易窓口 障がい福祉課 長寿介護課（一部受付）</p> <p>または</p> <p>こどもセンター ⇒ 出先機関（最終頁に地図掲載）</p>
<p>該当</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>障がい福祉課へお尋ねください。</p>	<p>障がい福祉課 ⇒ 出先機関（最終頁に地図掲載）</p>
<p>該当</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>こどもセンターへお尋ねください。</p>	<p>こどもセンター ⇒ 出先機関（最終頁に地図掲載）</p>
<p>該当</p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>手帳、手帳所持者の印鑑 マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票（記載事項証明書）または住民票の記載事項と一致している通知カード</p>	<p>福祉総務課</p> <p> に関する手続 福祉簡易窓口 障がい福祉課 長寿介護課（一部受付）</p> <p>または</p> <p>障がい福祉課 ⇒ 出先機関（最終頁に地図掲載）</p>









■ 婚姻届に関連する市役所で必要な主な手続のご案内

必要な手続をご自身で確認してください。

※婚姻届後の戸籍・住民票の交付時期の目途は裏面で確認ください

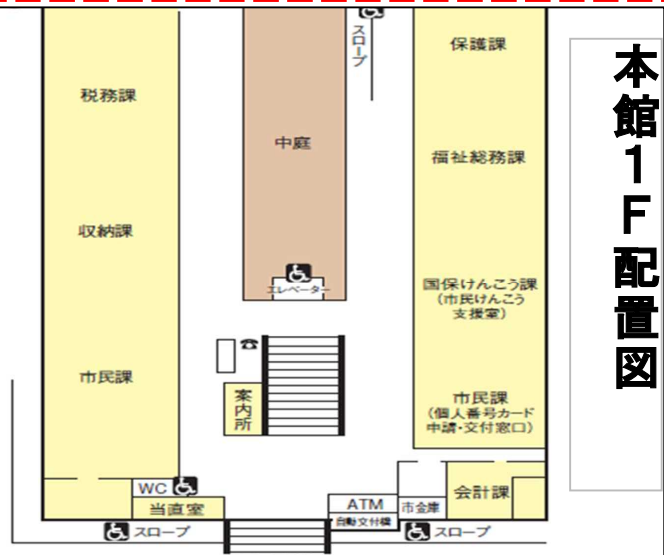
番号	関連	手続内容	対象	説明	期限
17	福祉	障害者医療受給資格変更届	受給者	婚姻することにより、障害者医療受給資格者証等について、変更手続が必要な場合があります。	すみやかに
18	福祉	寡婦医療・寡男医療・未婚の女子医療の資格喪失届	受給者	婚姻することにより、受給資格の要件から外れる方は届出が必要です。	すみやかに
19	福祉	被爆者健康手帳・手当証書の氏名変更届 被爆体験者精神医療受給者証・第二種健康診断受診者証の氏名変更届	被爆者等	婚姻することにより、氏の変更がある方は手続が必要です。	すみやかに
20	福祉	障害福祉サービス・通所受給者証の氏名・住所変更	受給者	婚姻することにより、氏・住所が変わる方は受給者証の変更手続が必要です。	すみやかに
21	福祉	生活保護の変更申請	被保護者	婚姻することにより、生活状況に変更が生じる方。	すみやかに
22	その他	パスポート（旅券）の変更手続き 	パスポートの所持者で右説明に該当する方	婚姻することにより、「氏」あるいは「本籍地の都道府県」が変わった方は手続が必要です。	すみやかに
23	その他	市営住宅同居者異動届 	市営住宅居住者	婚姻することにより、氏の変更がある方は手続が必要です。	すみやかに
		—	—	—	—



確認欄	手続に必要な物	手続窓口と窓口サイン
<p>該当</p> <input type="checkbox"/>	<p>福祉総務課へお尋ねください。</p>	<p>福祉総務課</p> <div style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 5px; display: inline-block; border-radius: 10px;"> ㉑ 福祉医療 </div>  <p>または 障がい福祉課 ⇒出先機関（最終頁に地図掲載）</p>
<p>該当</p> <input type="checkbox"/>	<p>受給資格者証</p>	<p>福祉総務課</p> <p>本庁1Fの下記の窓口</p> <div style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 5px; display: inline-block; border-radius: 10px;"> ㉑ 福祉医療 </div> 
<p>該当</p> <input type="checkbox"/>	<p>福祉総務課へお尋ねください。</p>	<p>福祉総務課</p> <p>本庁1Fの下記の窓口</p> <div style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 5px; display: inline-block; border-radius: 10px;"> ㉓ 原爆被爆者・被爆体験者 </div> 
<p>該当</p> <input type="checkbox"/>	<p>障がい福祉課へお尋ねください。</p>	<p>障がい福祉課 ⇒出先機関（最終頁に地図掲載）</p>
<p>該当</p> <input type="checkbox"/>	<p>保護課へお尋ねください。</p>	<p>保護課</p> <p>本庁1Fの下記の窓口</p> <div style="background-color: #2196f3; color: white; padding: 5px; display: inline-block; border-radius: 10px;"> ㉔ 生活保護相談 </div> 
<p>該当</p> <input type="checkbox"/>	<p>戸籍謄本1通、写真1枚、現在所持する有効旅券（パスポート）、収入印紙（郵便局で購入できます。）、長崎県収入証紙（地域げんき課で購入できます。） （注：個別の事情により追加書類が必要となる場合があります。）</p> <p>※パスポートの残存有効期間次第では、新規取得することが合理的な場合があります（残存有効期間目安2年～3年）。詳細は、地域げんき課へお尋ねください。</p>	<p>地域げんき課</p> <p>本庁1F</p> <p>—</p>
<p>該当</p> <input type="checkbox"/>	<p>次のいずれか1点</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎住民票 ◎戸籍謄本 	<p>指定管理者</p> <p>市営住宅管理事務所（シンコー）</p> <p>電話 20-7000</p>
<p>該当</p> <input type="checkbox"/>	<p>—</p>	<p>—</p>



<< 手続場所のご案内 >>



大村市役所

本庁 住所 大村市玖島1丁目25番地

☎ 0957-53-4111(代表)

本館 1階 市民課	内線100
福祉総務課	内線151,155,156
国保けんこう課	内線110
保護課	内線160
地域げんき課	内線189

<窓口開庁時間>

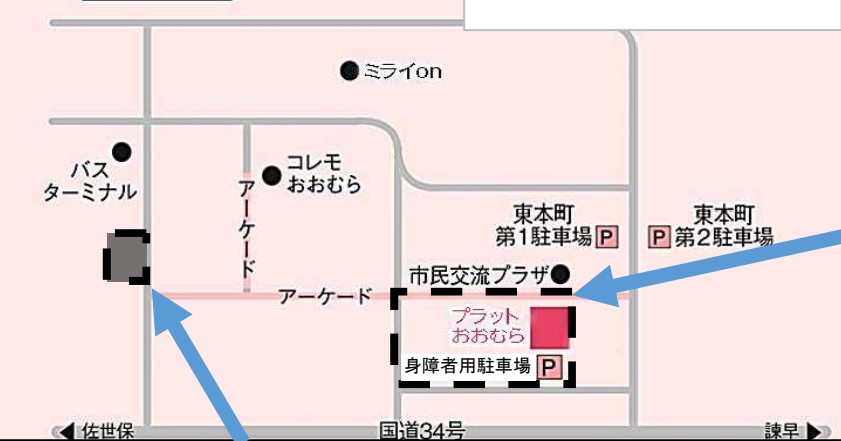
◎平日 8時30分～17時15分

◎土曜(祝日を除く)

※午前8時30分～正午

※市民課(国保・年金手続を除く)・税務課・収納課のみ

【出先機関の地図】



プラットおおむら(旧浜屋ビル)

住所：大村市本町458番地2

<窓口開庁時間>

8時30分 ～ 17時15分
(月曜日 ～ 金曜日)

◎長寿介護課

☎0957-20-7301

FAX.0957-53-1978

◎障がい福祉課

☎0957-20-7306

FAX.0957-47-5419

大村市 こどもセンター 大村市本町413番地2 ☎54-9100
FAX.54-9174(窓口開庁時間) 8時30分～17時15分(月～金)

<< 戸籍証明書と住民票の交付について >>

★ 戸籍証明書がとれる「場所」と証明書発行までの「目安」

● 本籍はどこですか？

1) → 本籍が大村市で

大村市へ婚姻届出をおこなった場合

(回答)

届出受付後、戸籍事項の入力、点検などの処理時間が必要となり、翌々営業日の午後3時以降、大村市にて戸籍証明書が発行できます。土曜日・日曜日や夜間での届出は翌営業日からの処理開始となります。
例：火曜日届出 ⇒ 木曜日の午後3時以降
例：土曜日届出 ⇒ 水曜日の午後3時以降

2) → 本籍が大村市以外で

大村市へ婚姻届出をおこなった場合

(回答)

翌営業日に大村市で処理し、翌々営業日に本籍地の役場へ大村市が届書を送達します。届出が到着してから数日後に戸籍証明書が本籍地の役場で発行可能となります。(目安として1週間から2週間のお時間がかかります。)
※詳しい発行見込日は本籍がある役場へお問い合わせください。

★ 住民票がとれる「場所」と証明書発行までの「目安」

● 住所(住民登録地)はどこですか？

住所が大村市で

(回答)

→ 大村市へ婚姻届出をおこなった場合

上記1)の回答と同じとなります。

住所が大村市以外で

(回答)

→ 大村市へ婚姻届出をおこなった場合

住民登録地の役場へお問い合わせください。

※目安として1週間程度です。